

## 山形県地域公共交通活性化協議会要綱の改正について

### 1 趣旨

本要綱により、協議会の議長は会長が務めていたが、令和2年度第3回活性化協議会から、議論の公平性を担保するため、委員承諾のもと第三者であり有識者である山形大学の砂田教授が議長を務めていた。

この趣旨を明確化するため、議長の選任方法について所要の改正を行う。

### 2 改正点

別添新旧対照表のとおり

### 3 改正日

令和4年6月27日（第1回協議会議事承認を以って改正）